

北上地区消防組合本部訓令第11号

消防機関

北上地区消防組合消防本部再燃火災防止対策規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年5月8日

北上地区消防組合消防本部
消防長 菊池洋幸

北上地区消防組合消防本部再燃火災防止対策規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合消防本部再燃火災防止対策規程（平成7年北上地区消防組合消防本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 火勢鎮圧 火勢が消防隊制ぎょ下に入り、拡大の危険がなくなったと現場最高指揮者が認定したときの状態をいう。</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>(消火活動等の推移区分)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 火勢鎮圧 火勢が消防隊制御下に入り、拡大の危険がなくなったと現場最高指揮者が認定したときの状態をいう。</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>(消火活動等の推移区分)</p>

第3条 消防機関の消防活動等の推移区分は、別表第1のとおりとする。

(指揮体制及び要領)

第4条 残火処理活動を行うための指揮体制は、現場最高指揮者がこれに当たり、火災の規模及び状況等により決定するものとし、指揮要領は次の各号に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(5) 現場最高指揮者は、火災現場が残火処理の段階で、消防活動上危険な状態になっている場合が多いことから、特に壁体の倒壊、かわら等の落下、柱等の転倒及び踏み抜き等による危害を防止するため、消防隊等の安全管理に十分配慮するものとする。

(6)・(7) [略]

(再燃火災時の報告)

第9条 消防署長は、再燃火災が発生したときは、再燃火災発生報告書(様式第3号)を消防長に報告しなければならない。

第3条 消防機関の消火活動等の推移区分は、別表第1のとおりとする。

(指揮体制及び要領)

第4条 残火処理活動を行うための指揮体制は、現場最高指揮者がこれに当たり、火災の規模及び状況等により決定するものとし、指揮要領は次の各号に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(5) 現場最高指揮者は、火災現場が残火処理の段階で、消火活動上危険な状態になっている場合が多いことから、特に壁体の倒壊、かわら等の落下、柱等の転倒及び踏み抜き等による危害を防止するため、消防隊等の安全管理に十分配慮するものとする。

(6)・(7) [略]

(再燃火災時の報告)

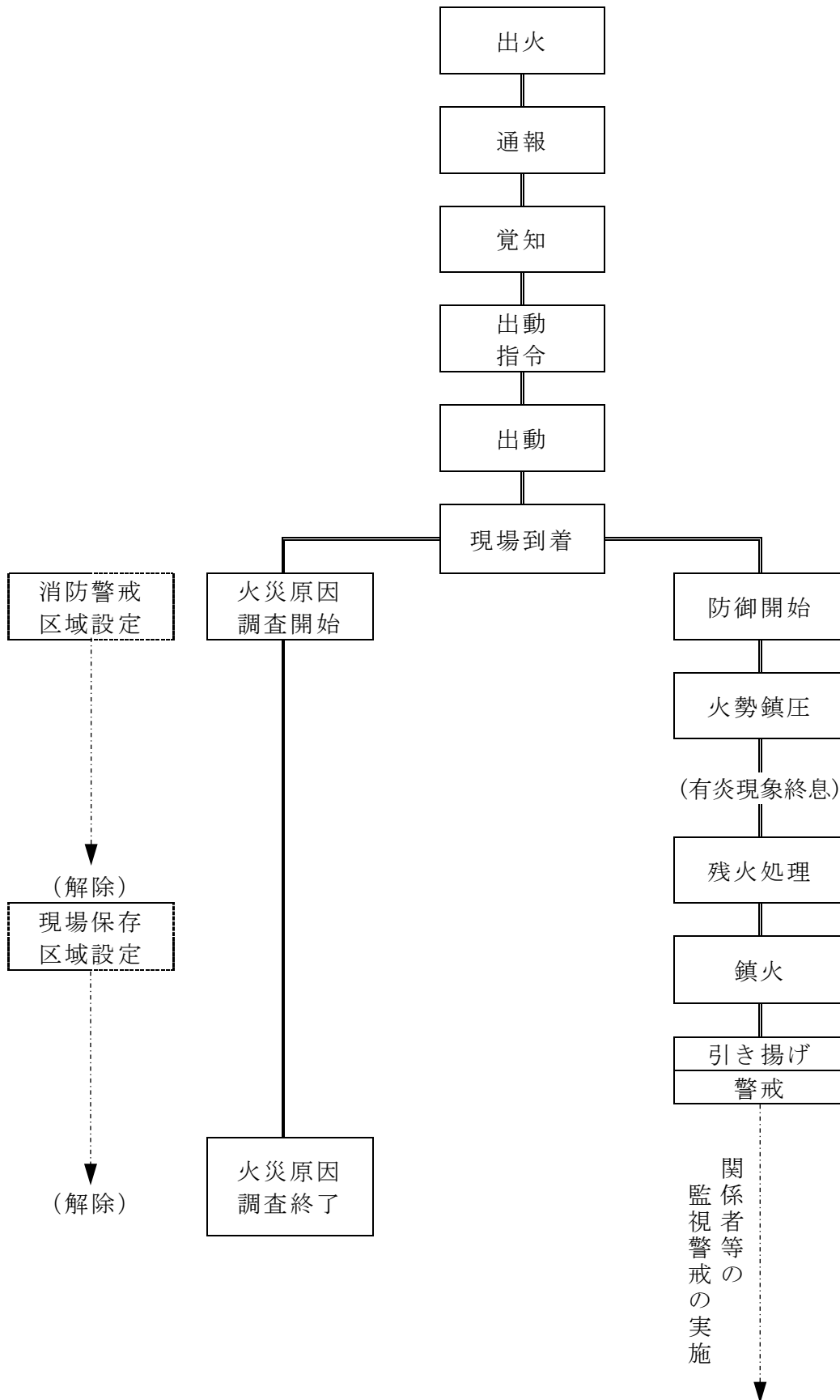
第9条 消防署長は、再燃火災が発生したときは、再燃火災発生報告書(様式第3号) により消防長に報告しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

消防機関の消火活動等の推移区分



改正前

様式第2号（第8条関係）

説 示 書 （交付用）

交付日時	年 月 日 時 分頃
対象物	住所 名称 占有者等氏名
受領者	交付者

様

北上地区消防組合
消防署長

消防隊の現場引き揚げ後は、次の各項について特に配慮されますようご協力願います。

記

- 消防隊は、可能な限り詳細に火災現場を点検し、鎮火と判断しました。しかし、焼け跡及びその周辺は、通常の場合と異なり、予見できない事由による再出火等の事故発生の危険がありますので、引き続き監視、警戒を行ってください。
- 現場保全のため指定された区域内には、原則として立ち入らないでください。ただし、緊急事態が発生し、又は発生のおそれがあるときは、区域内に立ち入って必要な措置を講じてください。
- 異常と思われる事象に気付かれた時は、速やかに次の消防署・分署又は119番へ通報してください。

連絡先（TEL）

北 上 消 防 署	0197-64-1122
北 上 消 防 署 和 賀 分 署	0197-73-5852
北 上 消 防 署 大 堤 分 署	0197-67-4981
西 和 賀 消 防 署	0197-84-2507

改正後

様式第2号（第8条関係）

説 示 書 （交付用）

交付日時	年 月 日 時 分頃
対象物	住所 名称 占有者等氏名
受領者	交付者

様

北上地区消防組合
消防署長

消防隊の現場引き揚げ後は、次の各項について特に配慮されますようご協力願います。

記

- 消防隊は、可能な限り詳細に火災現場を点検し、鎮火と判断しました。しかし、焼け跡及びその周辺は、通常の場合と異なり、予見できない事由による再出火等の事故発生の危険がありますので、引き続き監視、警戒を行ってください。
- 現場保全のため指定された区域内には、原則として立ち入らないでください。ただし、緊急事態が発生し、又は発生のおそれがあるときは、区域内に立ち入って必要な措置を講じてください。
- 異常と思われる事象に気付かれた時は、速やかに次の消防署・分署又は119番へ通報してください。

連絡先（TEL）

北 上 消 防 署	0197-64-1122
北 上 消 防 署 和 賀 分 署	0197-73-5852
北 上 消 防 署 大 堤 分 署	0197-67-4981
北 上 消 防 署 村 崎 野 分 署	0197-62-5119
西 和 賀 消 防 署	0197-84-2507

様式第2号（第8条関係）

説 示 書 （控え用）

交 付 日 時	年 月 日 時 分 頃		
対 象 物	住 所 名 称	占 有 者 等 氏 名	
受 領 者		交 付 者	

様

北上地区消防組合
消防署長

消防隊の現場引き揚げ後は、次の各項について特に配慮されますようご協力願います。

記

- 1 消防隊は、可能な限り詳細に火災現場を点検し、鎮火と判断しました。
しかし、焼け跡及びその周辺は、通常の場合と異なり、予見できない事由による再出火等の事故発生の危険がありますので、引き続き監視、警戒を行ってください。
- 2 現場保全のため指定された区域内には、原則として立ち入らないでください。ただし、緊急事態が発生し、又は発生のおそれがあるときは、区域内に立ち入って必要な措置を講じてください。
- 3 異常と思われる事象に気付かれた時は、速やかに次の消防署・分署又は119番へ通報してください。

連絡先（TEL）

北 上 消 防 署	0197-64-1122
北 上 消 防 署 和 賀 分 署	0197-73-5852
北 上 消 防 署 大 堤 分 署	0197-67-4981
西 和 賀 消 防 署	0197-84-2507

様式第2号（第8条関係）

説 示 書 （控え用）

交 付 日 時	年 月 日 時 分 頃		
対 象 物	住 所 名 称	占 有 者 等 氏 名	
受 領 者		交 付 者	

様

北上地区消防組合
消防署長

消防隊の現場引き揚げ後は、次の各項について特に配慮されますようご協力願います。

記

- 1 消防隊は、可能な限り詳細に火災現場を点検し、鎮火と判断しました。
しかし、焼け跡及びその周辺は、通常の場合と異なり、予見できない事由による再出火等の事故発生の危険がありますので、引き続き監視、警戒を行ってください。
- 2 現場保全のため指定された区域内には、原則として立ち入らないでください。ただし、緊急事態が発生し、又は発生のおそれがあるときは、区域内に立ち入って必要な措置を講じてください。
- 3 異常と思われる事象に気付かれた時は、速やかに次の消防署・分署又は119番へ通報してください。

連絡先（TEL）

北 上 消 防 署	0197-64-1122
北 上 消 防 署 和 賀 分 署	0197-73-5852
北 上 消 防 署 大 堤 分 署	0197-67-4981
北 上 消 防 署 村 崎 野 分 署	0197-62-5119
西 和 賀 消 防 署	0197-84-2507

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和2年5月20日から施行する。